

大学院生プロジェクト型研究・研究成果報告書

研究代表者：渡邊 拓（生涯教育科学コース）

■ 研究題目
戦中・戦後占領期における中等音楽科教育の変容 —文部省著作の音楽教科書に着目して—
■ 研究代表者・分担者（氏名、コース）
渡邊 拓（生涯教育科学コース・博士課程前期2年）（代表者）
■ 研究成果概要（目的、実施内容、結果、今後の課題など）
<p style="text-align: center;">1. はじめに</p> <p>1. 1 研究の目的</p> <p>本稿の目的は、戦後教育改革期における我が国の学校音楽教育について、中等教育に注目し、当時の授業実践の変容の過程を探ることである。</p> <p>戦後占領期、日本の中等教育をめぐる学校制度は、男女別学から共修化への転換や六三三制の導入に代表的に、初等教育にましてその枠組を大きく変化させた。特に中等音楽科教育に関しては、その表現活動における身体性の高さから、他教科と比較して、男女共修化による変化が大きかったものと想定される。しかしながら、中等音楽科教育の授業実践に関する歴史研究は、初等教育と比較して希薄であり（越山 2023）、戦後の音楽教育の歴史は初等教育中心に語られていると言える。拙稿（渡邊 2025）においても、学習指導要領の作成をめぐる文部省と GHQ/SCAP 民間情報教育局との会議の記録をもとに、中等音楽科教育のための学習指導要領の作成過程の把握を試みたが、同資料は授業の実際を映し出さず、教育改革期の教育実践の内容がいかに変移したかについては検討の余地が残されたままである。</p> <p>そこで本稿では、その基礎的な調査として、戦中期及び戦後占領期に使用されていた中等音楽科教育向けの教科書をもとに、当時の中等音楽科教育の実践がいかに変容したかをひも解くための手がかりを得る。中等音楽科教育をめぐる教育改革の様相を把握することは、終戦直後に形成され、現在にまで持続されてきた音楽科教育の枠組みに内在する課題を析出し、今日的な検討視角を提示する上で、意義を有するものと考えらる。</p>

1. 2 先行研究

我が国の音楽教科書の歴史に関しては、多くの研究が蓄積されている。明治期以降に発刊された音楽教科書を網羅的に掲載した、江崎公子・沢崎真彦（2017）からは、その収録曲や歌詞に至るまでの詳細を知ることができる。また、松村直之（2011）は、明治期以降の教育制度の変遷と教科書の掲載内容とを照らし合わせ、教科書がいかに近代化に至ったかを報告し、さらに、唐澤富太郎（1980）は、教科書収録曲の軍国主義的内容に着目し分析をおこなっている。しかしながら、明治期から戦前までに発刊された音楽教科書を対象とするこれらの研究は、日本の音楽教育の近代化あるいは軍国主義化の諸相を報告するものと言え、いかに軍国主義的内容が学校音楽教育から取り払われ、現在の学習内容の基盤が築かれたかについては言及していない。

他方、中等音楽科教育に着目した教科書の歴史研究もおこなわれている。終戦以後の中学校用音楽教科書の発刊状況を整理した丸山妙子の報告（2008）は、その収録曲に関する定量的な分析をおこなっている。同報告からは、戦後教育改革期以降の教科書の内容がいかに形成されたかを知ることができるものの、戦中までの教科書については調査の範囲外とされている。さらに、幕末維新时期から占領期における中等音楽科教育を対象とした越山沙千子の博士論文（2023）は、戦中・戦後における音楽教科書の内容の移り変わりに関するていねいな分析を通し、外国曲の増加、歌唱以外の分野を関連させた紙面構成をその特徴として挙げている。ただし、その対象は高等女学校に限られており、男女別学を基本としていた戦前の中等音楽科教育に関する総体的な考察を得ることはできない。

2. 方法

本研究では、戦後の音楽教育改革を通して変化した中等音楽科教育の実際の様相を把握することを目的として、教員および学習者が実際に用いていた教科書の内容について検討する。資料には、戦中・戦後に中等音楽科教育用に発刊された教科書、すなわち、1943（昭和18）年の中等学校令により国定化された「国定教科書」、また、敗戦直後、教育内容からの軍国主義的思想の廃絶を主眼とし、1946（昭和21）年に発刊された「暫定教科書」、さらに、1947（昭和22）年の学習指導要領とほぼ同時に発刊された「検定教科書」を取り上げる。中でも本稿では、教科書会社や編纂者の特徴による分析の偏りを回避するため、文部省が著作をもち、中等学校教科書株式会社が翻刻発行した教科書を対象とする。

3. 分析と考察

3. 1 国定教科書

戦中期、中学校ならびに高等女学校の両中等教育機関において使用される教科書については、1943（昭和18）年1月20日に公布された「中等学校令」の第12条「中等学校ニ於テハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スル教科用図書ヲ使用スベシ」の条文により、文部省が著

著作権を有するものに限定されることが定められた。また、同年7月10日に告示の「中等学校教科用図書翻刻発行規程」の第1条には、「文部省ニ於テ著作権ヲ有スル中学校教科用図書ハ本規程ニ依リ其ノ翻刻発行ヲ中等学校教科書株式会社ニ許可ス」と示され、中等学校教科書株式会社が発行するもののうち文部省が著作権を有する教科書もののみが、中学校及び高等女学校を含む中等教育機関で使用されることが規定された。

この時期における中等音楽科教育を対象として発刊された教科書は、中学校を対象とした『音楽』1～2の2巻、ならびに高等女学校を対象とした『音楽』1～4の4巻が確認される。なお、女子のための『音楽』3～4は、「生徒ニハ教科用図書ヲ使用セシメザルモノトス」の記述から、教師にのみ使用されていたことが把握される。

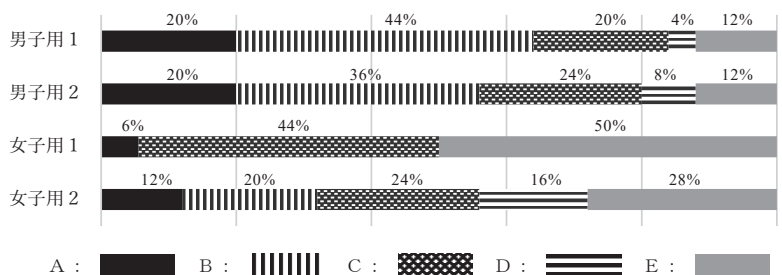
3. 1. 1 軍国主義的思想形成の手段としての音楽教育

1943（昭和18）年に発刊の国定教科書に収録された歌唱教材を対象とした定量的な分析をおこなうことにより、戦中期に実践された中等音楽科教育の性格の把握を試みる。特に、同年1月の「中等学校令」を受けて3月に定められた「中学校規程」及び「高等女学校規程」において、芸能科の要旨として掲げられた「国民的情操」の涵養が、同教科書の内容にいかん反映されていたかを分析の視点とする。男子用・女子用各2巻の国定教科書に掲載された歌唱教材のうち、頁の欠損により確認が不可能となった楽曲を除く93曲を対象に、その歌詞の内容から、唐澤（1980）による分類基準を参考に設定したA～Eの5つの項目（表1）により分類を試みた。分類による分布は図1のように示される。

表1 国定教科書に掲載の歌唱教材の分類項目

唐澤（1980）の分類基準を参考に筆者作成

A	国体・皇室を讃え、君主愛を強調しているもの
B	武勇を讃え、戦争を美化する軍国調のもの
C	教訓的色彩の強いもの
D	日本の領土拡大を讃えるもの
E	自然の風物、季節などをうたったもの



中等学校教科書株式会社（1944a；1944b；1944c；1944d）をもとに筆者作成

図1 国定教科書の歌唱曲の分類による割合

図1からは、国定教科書における歌唱教材の内容が、男女共に分類項目A～Dに示した軍国主義的思想を反映した楽曲が大きな割合を占めていることが把握される。このことから、当時の中等音楽科教育が、国民を戦争へ向かわせようとする教育政策の手段として機能していたことが示唆される。

他方、軍国主義的な強い統制力が一様に教育において及ぶ中でも、教科書に掲載される歌唱教材が男女で統一されることはなく、一定の区別が確認されることは注目できる。その区別は、分類項目Eに示される純粋な芸術としての歌唱教材の割合に顕著である。男子の教科書におけるEの割合は1割程度であるのに対し、女子用の教科書では3割程度と比較的高い割合が示された。加えて、戦争を賛美する直接的な表現を歌詞に含んだ分類項目Bの割合に関しても、男子は約4割と大きな値を示す一方で、女子教育におけるその割合は2割程度に留められている。これらの分類項目の割合の差に確認される男女間の区別は、中等音楽科教育における軍国主義的な思想形成の傾向が、女子と比較して、男子に強調されていたことを示唆するものと言える。

3. 1. 2 性別による音楽面の差別化

上述の軍国主義の影響の性別による差別化の一方で、男子用・女子用に共通して収録される歌唱教材が確認される。それらの歌唱教材の音楽の内容に注目すると、音楽技能の面における性別による区別が把握される。その区別は、田村虎蔵の作曲による《春の野》における歌唱部の違いに最も顕著と言える。図2は、当該曲の歌唱部を抜き出し、男子用と女子用のものを並列させたものである。

<p>『音楽1（中学校男子用）』10-12頁</p> 	<p>『音楽1（中学校女子用）』7-9頁</p> 
--	---

図2 《春の野》の歌唱部における男女の比較

上掲の《春の野》は、男子用・女子用いずれも同じ二部合唱によるものである。しかしながら、それぞれの低声部の音の動きに着目すると、男子用は高声部と低声部とがほぼ同一の音高とリズムで進行し、斉唱が大きな割合を占めるのに対し、女子用のものは、低声

部が高声部に対して対旋律的な動きをとり、より複雑な構造が採られていることが分かる。このように、男子用・女子用それぞれの国定教科書に掲載される歌唱曲の内容の比較からは、より複雑で高度な歌唱体験が女子に要求されていたこと、あるいは充実した歌唱体験を男子から遠ざける風潮があったことを把握することができる。

3. 1. 3 音の読み方と聴覚訓練の実相

今回、手に取ることのできた『音楽1 中等学校女子用』の現物には、この教科書を使用した生徒が残したと思われる書き込みが複数確認された。それらの書き込みの内容からは、当時の音楽学習の実際の断片を見て取ることができる。中でも、松島つねの作曲による《真珠》の頁に書き残された音の読み名は、1941（昭和16）年の「中等学校令」を機になされた、学校音楽教育の転換の実相を知らせる。



中等学校教科書株式会社（1944c）、（公財）教科書研究センター教科書図書館所蔵

図3 『音楽1 中等学校女子用』の書き込み

同頁に確認される、音の読み方を示す「ミソソハハミミ」等の書き込みからは、当時の愛国主義の現れとして定められた日本固有の音の呼び名である「イロハニホヘト」ではなく、「中等学校令」の公布以前に用いられていた「ドレミファソラシ」が、高等女学校の音楽教育実践において継続して用いられていたこと、あるいは、その使用が容認されていたことを知ることができる。

加えて、その音の読み名が絶対的な音名ではなく、調に基づく相対的な音の呼び名であることにも注目できる。当時、初等教育においては、1941（昭和16）年の「国民学校令」に伴い公布された「国民学校令施行規則」の第14条により「鋭敏ナル聴覚」の習得が法制化されていた。これは、敵機の音と友軍機の音との判別等、国防を目的に推進されていた聴覚訓練を意味しており、絶対音感を基盤とする音楽教育のかたちである。しかしながら、この相対的な階名に基づく音の呼び名の書き込みは、この女子生徒が体験したであろう軍国主義的思想に基づく絶対音感による初等音楽科教育が十全に浸透されず、従前の移動ドによる唱法が優先されていたことを報告するものと言える。

3. 2 暫定教科書

1945（昭和20）年8月15日の終戦を迎えると、文部省は翌月9月20日、「終戦ニ伴フ教科用図書取扱」により軍国主義的・国家主義的内容を含む教材の省略・削除を定め、いわゆる教科書への「墨塗り」を実施することとなる。同年12月27日に通達された「教科用図書取扱方ニ関スル件」における「其ノ後現行各教科書中削除訂正スベキ箇所ニ付慎重検討シ目下連合軍最高司令部ト打合ナルヲ以テ右決定ノ上ハ具体的ニ指示スベキモ追テ指示有之マデハ取り敢ヘズ右通牒ノ趣旨ニ則リ図書中不適當ナル個所ニ付テハ必ラズ削除訂正ヲ加ヘ教育上遺憾ナキヲ期セラレ度」の文言からは、教科書の掲載内容からの軍国的要素の廃絶を喫緊の課題としながらも、削除・訂正すべき内容については依然として具体的な指示はなされず、その判断が教育現場にいる教育関係者らに委ねられていた敗戦直後の混乱の様相が示唆される。

翌年1946（昭和21）年1月25日に通達された「国民学校後期使用図書中ノ削除修正箇所ノ件」においても、国語・算数を除く学科目に関する指示はなされず、同通達の「二昭和二十一年度使用教科書ノ件」の「尚本年四月ヨリ使用セシムベキ教科書ニ付キテハ取り敢ヘズ暫定教科書ヲ編修シ之ヲ発行供給スルコトニシ」によって、新学期に使用する教科書の内容については、「暫定教科書」の発行を以て提示されることが伝えられた。以上のようにして、中等音楽科教育については、4月の年度開始から2か月以上を経過した1946（昭和21）年の6月から7月にかけて、1種類4巻の「暫定教科書」が発刊された。

3. 2. 1 歌唱教材の希少性

戦中期の音楽科教育からの勇武を賛美する歌唱教材の排除によって、暫定教科書に掲載される歌唱曲は一卷につき10曲程度となり、その内容はおおよそ1年間で取り扱うことのできる曲数には不足するものとなった。また、暫定教科書は、国定教科書には掲載されていた「歌唱基礎練習」や「音楽理論」を扱う頁も削除された上、その形状も15～17枚の紙をホチキスで留めた簡素なものとなり、当時の紙資源の乏しさを映し出した、正に暫定的に作成されたものであることを窺わせる。表2は、暫定教科書『音楽1』及び『音楽2』に掲載された歌唱教材と、それらの国定教科書における拠出を示したものである。

表2の通り、中等音楽科教育のための暫定教科書は、全て国定教科書に収録されていた歌唱教材で構成されたものであった。中でも、軍国主義的内容の排除が急務とした暫定教科書において、女子用の国定教科書からより多くの楽曲が継続して採用されていることは、前節で述べた男子教育への軍事的思想の強調の特徴を補強するものと言える。

さらに、国定教科書から継続して掲載された歌唱教材の内容からは、暫定教科書に掲載する教材曲として妥当な歌唱曲の選定に困窮する状況を確認することができる。中でも、教訓的な要素を包含し軍国主義的内容と解釈できる歌唱教材が、自然物をうたった歌唱曲と解釈され、暫定教科書に継続して収録されている点に注目できる。例えば、林柳波の作

詞による《台風》は、「枝をうち折り 垣根をたふし」の言葉を歌詞に含み、歌う者の士気を高めようとする内容と捉えられるものの、暫定教科書に引き続き収録されている。加えて、「大和おとめ」という女子特有の文言を歌詞に含む、上述の《真珠》に代表的に、性別に固有の歌詞の内容を含む歌唱曲が、「男女共用」とする暫定教科書に継続して掲載されることも確認される。上記にみる、暫定教科書の教材曲として妥当とは解されにくい歌唱曲の継続的な収録は、国定教科書における自然物や四季をうたう純粋な芸術音楽としての歌唱教材の希少性を知らせるものと言える。

表2 暫定教科書における歌唱教材とその拠出

中等学校教科書株式会社（1944a; 1944b; 1944c; 1944d）、文部省（1946a; 1946b）をもとに筆者作成

音楽1 中等学校用（男女共用）			音楽2 中等学校用（男女共用）		
曲名	拠出		曲名	拠出	
	男子用国定教科書	女子用国定教科書		男子用国定教科書	女子用国定教科書
霞む夕日	音楽1	音楽1	花	なし	音楽2
春の野	音楽1	音楽1	畑うち	音楽2	音楽2
菩提樹	音楽2	音楽2	子守歌	なし	音楽2
港	なし	音楽1	故郷のあとに	なし	音楽2
夏は来ぬ	なし	音楽1	荒城の月	音楽2	音楽2
真珠	なし	音楽1	歓喜にあふれて	音楽2	音楽2
子守歌	なし	音楽1	台風	音楽1	なし
秋の山路	音楽1	音楽1			
年も豊かに	音楽1	音楽1			
月下懐郷	音楽1	音楽1			

3. 2. 2 高度な音楽体験の重視

暫定教科書に掲載された歌唱教材の歌唱編成からは、その後目指される音楽科教育の方向性を読み取ることができる。注目されるのは、合唱曲の割合の国定教科書からの増加である。下には、国定教科書及び暫定教科書に収録された歌唱曲について、その編成ごとの曲数と全体における割合の比較を示す。

表3 国定教科書及び暫定教科書における歌唱曲の編成の比較

中等学校教科書株式会社（1944a; 1944b; 1944c; 1944d）及び
文部省（1946a; 1946b; 1946c; 1946d）をもとに筆者作成

	1944（昭和19）年 国定教科書				1946（昭和21）年 暫定教科書			
	男子用		女子用		男女共用			
	音楽1 曲数：%	音楽2 曲数：%	音楽1 曲数：%	音楽2 曲数：%	音楽1 曲数：%	音楽2 曲数：%	音楽3 曲数：%	音楽4 曲数：%
斉唱	18 : 72	15 : 65	9 : 52	16 : 64	4 : 40	3 : 43	6 : 46	4 : 50
輪唱	2 : 8	1 : 4	2 : 12	1 : 4	0 : 0	0 : 0	0 : 0	0 : 0
二部合唱	5 : 20	7 : 31	4 : 24	4 : 16	5 : 50	3 : 43	6 : 46	0 : 0
三部合唱	0 : 0	0 : 0	2 : 12	4 : 16	1 : 10	1 : 14	1 : 8	3 : 27
四部合唱	0 : 0	0 : 0	0 : 0	0 : 0	0 : 0	0 : 0	0 : 0	1 : 13

表3に示されるとおり、国定教科書において、その約6～8割を占めていた斉唱及び輪

唱の教材曲は、戦後の教育改革の中で大きく削減され、暫定教科書においては二部合唱及び三部合唱が半数以上を占めることとなった。その変化は、斉唱・輪唱による歌唱教材の割合を約8割としていた男子用の国定教科書に特に顕著と言える。

このように、終戦直後の軍国主義的内容を排除する方針のもと、暫定教科書においては合唱曲の採用が積極的に進められた形跡が確認される。このことから、収録曲目の検討においては、軍国主義的歌唱教材の排除だけではなく、戦後の教育理念への転換に即して、より複雑で多面的な音楽体験を提供しようとする意図が示され、より高度な技能を要する合唱曲の導入や、幅広い声域を生かした学習活動を重視する視点が導入されていたと考えられる。

3. 3 検定教科書

1947(昭和22)年3月29日の「学校教育法」は、初等教育としての国民学校、ならびに中等教育としての中学校及び高等女学校の区分を廃止し、学校の区分を新しく整理した。また、同法第2章第19条の「小学校の修業年限は、六年とする」、第3章第37条の「中学校の修業年限は、三年とする」、第4章第16条の「高等学校の修業年限は、三年とする」の各条文により、現在まで続く六三三制が法制化された。

また、同日の「教育基本法」は、第3条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位、又は門地によって、教育上差別されない」および、第5条「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は認められなければならない」の条文により、男女別学を基本としていた日本における戦時期までの学校教育は、男子と女子が共に学ぶことを基本とすることとなり、男女共修による音楽科教育が法制化されることとなった。

1947(昭和22)年6月に初となる学習指導要領が公布され、軍国的思想の排除を主眼とした暫定教科書の発刊以降放置されていた、音楽科教育の内容が示されることとなった。中等音楽科教育をめぐっては、その約3週間後の6月27日には、文部省から中学校の3年間を対象に作成された『中等音楽』1～3の3巻が刊行されている。

3. 3. 1 学習指導要領の徹底

1947(昭和22)年6月、初となる学習指導要領(以下「要領I」)の発布と同時期に文部省から発刊された3巻の検定教科書は、その内容から、「要領I」の内容を忠実に教育現場へ落とし込み、浸透させるためのものと言える。これは、3巻の検定教科書の内容の主体をなす各22曲の歌唱教材が、全て「要領I」における「全歌唱教材一覧表」に掲載された楽曲で構成されている点に表されている。さらに「要領I」には、「全歌唱教材とその指導上の要点」として、これらの歌唱教材の特徴に関する解説や授業で扱うべき月が

掲載されている。つまり、この検定教科書は、学習指導要領に即した授業を実践する際に求められる教材、あるいは、学習指導要領の内容をより具体化したものと位置付けることができる。

上述の検定教科書における「要領Ⅰ」の写し鏡としての側面は、収録された歌唱教材の他にも確認される。その顕著なものに、その掲載内容の紙面構成や配置への工夫がある。検定教科書は、従前の国定教科書や暫定教科書と異なり、大部分の歌唱曲が単独で掲載されることはなく、その頁の周辺には音楽記号や曲種、当該作曲家による鑑賞曲に関する解説などが掲載され、歌唱以外の学習内容と関連させた学習が目指されている。例えば、『中等音楽Ⅰ』では、ハ長調に関する解説はハ長調にもとづく《春が来た》の楽譜の次に配置され、ヘ長調に関する解説はヘ長調にもとづく《かっこうワルツ》の楽譜の次に掲載されている。このような紙面構成からは、戦中期まで独立して扱われていたと考えられる歌唱と音楽理論の学習が、検定教科書において相互に関連づけられ、「歌う」という音楽体験と理論学習とを結びつけようとする意図を読み取ることができる。これは、「要領Ⅰ」において音楽の4つの分野の取り扱いに関する「諸注意」として示された、下の内容に準拠した変化と捉えられる。

音楽における活動の場を、歌唱・器楽・鑑賞・創作の四分野に分けて取り扱っている。しかし、あらゆる学校において直ちにこの四分野の教育を実施せよというのではなく、それは一つの標準を示したものである。実際に当たっては、その間に取捨選択が認められるが、それと同時に一日も早く四分野の総合的教育を実現するよう努力しなければならない。(文部省(1947)89頁、下線は筆者)

このように、検定教科書においては、戦中期までおこなわれていた歌唱分野を中心とした音楽科教育のあり方が見直され、「要領Ⅰ」に示された多様な分野を連関させた、幅広い音楽学習が目指されようになった。そして、その意図を忠実に実践されることを目指した教材として、3巻の検定教科書が作成・発刊されたと考えられる。

3. 3. 2 男女平準化による音楽体験の変容

中等音楽科教育を含める学校教育のあり方は、1947(昭和22)年3月29日に制定された教育基本法の第5条「教育上男女の共学は認められなければならない」の条文を受け、戦時期までおこなわれていた男女別学から、共修化・共学化を基本とする方向へと転換することとなった。そして、前項でみた中等音楽科教育における学習内容の多様化とともに、明治期以降継続していた中等音楽科教育における男女間の区別は、平準化の傾向を見せることとなる。

他方、学習者が授業で経験する音楽体験に目を転じてみると、一連の音楽教育改革にお

ける男女共修化による平準化は、既存の音楽学習を変容させていたこと把握することができる。下の表には、検定教科書における各22曲の歌唱教材の歌唱編成の分布を示す。

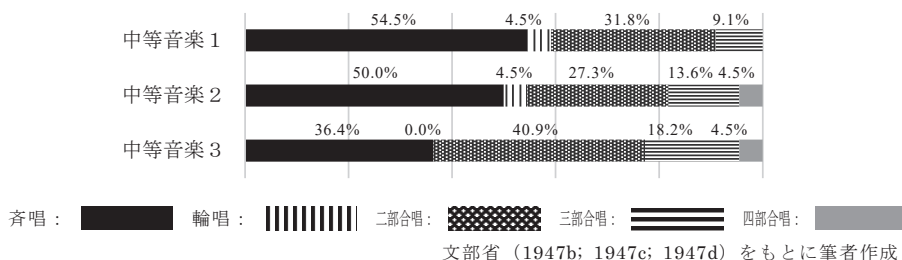


図4 文部省『中等音楽』1～3における教材の歌唱形態の割合

図4からは、検定教科書で扱われる合唱教材曲の割合が、全体のほぼ半数を占めることが把握される。その割合は学年が上がるごとに増加し、四部合唱等のより規模の大きな編成による歌唱教材が掲載され始めることが確認される。この数字は、合唱曲の割合を約2～3割としていた戦中期の国定教科書からの大きな変化と捉えられ、『音楽1』では80%、『音楽2』では69%と、収録曲全体の約7～8割を斉唱と輪唱が占めていた男子の国定教科書との比較に特に顕著と言える。この教科書に収録された教材の歌唱編成の割合の変化は、中等音楽科教育の授業の在り方や学習者が経験する音楽体験についても一定の変化をもたらしたと考えられる。

歌唱編成の比率に生じた変化のうち、第一に指摘できるのは、男女混声による合唱が可能となった点である。複数声部から構成される合唱曲の導入により、従来より高度な演奏技能が求められるようになり、また、男女それぞれの身体的特性を生かした歌唱活動は、学習者が得る音楽体験の幅を拡張したと考えられる。検定教科書における合唱曲の高い比率とその学年進行に伴う増加は、混声合唱によって実現される音楽経験を前提としたものと言え、この混声合唱を主体とする教科書の構成は現在の中等音楽科教育に共通するものと言える。

一方で、混声歌唱活動の充実は、戦時期まで基本とされていた男声のみ・女声のみの歌唱活動の縮減をもたらした。共修化に伴う歌唱編成の変化は、授業における音楽活動の多様化と充実を促したと評価できるものの、混声合唱の特性としての、性別によって担当声部が自ずと固定化されるという側面を含んでいる。すなわち、男子は根音や複線律を主とする低声部を、女子は旋律を主とする高声部を担うことが一般的であり、授業内で経験し得る音楽活動に一定の制約を与えることが想定される。

このように、戦時期の国定教科書に見られた男声合唱や女声合唱に固有の音楽体験は、男女共修化による学習内容の平準化の一方で、結果として削減あるいは喪失される側面を併せ持っていたと考えられる。

4. 総括

4. 1 戦中・戦後占領期における中等音楽科教育の教科書の特徴

本稿では、教育基本法ならびに学習指導要領の発布を前に、文部科学省が発刊した3種類の教科書、すなわち「国定教科書」「暫定教科書」「検定教科書」を取り上げ、その具体的な掲載内容の特徴とその変容を把握することを試みた。戦中・戦後の移り変わりを通した中等音楽科教育のための教科書の特徴は、大きく次の2点に集約される。

4. 1. 1 教科書を介した教育政策の実施

第一の特徴として挙げられるのは、終戦直後から教育政策の方針が、当時の教科書の内容や構成に忠実に落とし込まれていた点である。それは、国定教科書からの軍国主義的内容の排除等に確認されるが、とりわけ顕著なのは、1947（昭和22）年3月の「要領Ⅰ」の内容を受け、同年6月に文部省から刊行された検定教科書に収録された歌唱教材の曲目である。教育改革後、中等音楽科教育のために最初に作成された検定教科書は、「要領Ⅰ」において「歌唱教材一覧表」に掲載された歌唱教材によって構成されるものであった。つまり、「要領Ⅰ」に記載された内容を忠実に音楽授業に落とし込むための施策として、この検定教科書の作成がおこなわれていたものと考えられる。

学習指導要領の教科書への反映は、検定教科書の紙面構成にも確認される。国定教科書では、男子用・女子用ともに分断されていた歌唱教材と音楽理論を扱う頁は、歌唱以外の分野を総合的な音楽学習を目指す「要領Ⅰ」を受け、検定教科書において、歌唱教材と分野間の関連づけた学習を前提とする紙面構成へと再編されている。

このように、法的拘束力をもたずに「試案」として公布された学習指導要領は、その内容を反映することを義務付けた教科書検定基準の施行によって、実質的な拘束力を伴うかたちで教育現場に浸透していったと考えられる。

4. 1. 2 男女別学でその学習内容の縮減

特徴の2つ目に挙げるのは、戦後教育改革の一環としておこなわれた中等音楽科教育の男女共修化により削減された、男女別学による音楽科教育の中にあつた学習内容である。

男子を対象とした国定教科書には、中等教育期にある男子の狭く低い声域に合わせた歌唱教材が確認され、また同様に、女子を対象とした国定教科書には、女声四部合唱による歌唱教材が収録されていた。いずれも男女の身体性に即した教材と言え、男女別でその音楽授業が実践されていたことを示すものである。これらの教材は、一部、その後の暫定教科書や検定教科書にも継承されていたものの、男女共修化を前提とした授業により、その教材で学習者が体験しうる音楽経験は変更されたと言える。

このように、音楽教育改革による男女共修化は、混声合唱という共修でこそ実現される音楽学習を実現した一方で、学校教育の近代化以降、継続されてきた男女別学での音楽科

教育の中にこそあった音楽体験を失わせていたことを示唆する。中等音楽科教育に特有の身体性の高さから、男女別学でこそ実現できていた戦中期までの音楽教育の側面が確認された。

4. 2 今後の課題

本稿では、戦中から戦後占領期にかけての中等音楽科教育の実践を明らかにするための基礎的調査として、当時の教育現場で使用されていた音楽教科書を主たる資料として検討をおこなった。しかし、本研究で対象とした資料は文部省が著作権を有する教科書に限定されており、当該期の中等音楽科教育の全体像を把握するには十分ではない。

中等音楽科教育の実際をより精緻に捉えるためには、戦中・戦後に使用された教科書を網羅的に収集・分析することに加え、教育専門誌や教育実践報告など、授業実践の具体を知らせる資料の検討が不可欠である。今後は、これら多様な資料を総合的に分析することで、当時の中等音楽科教育がどのような特徴をもち、どのような音楽体験を生徒にもたしていたのかを立体的に明らかにすることが求められる。

引用・参考文献

上田薫編（1976）「教科用図書委員会官制」『社会科教育史資料』3、東京法令出版、7頁。

上田薫編（1976）「教科用図書検定要領」『社会科教育史資料』3、東京法令出版、7頁。

江崎公子・沢崎眞彦編（2017）『唱歌大事典』東京堂出版。

唐澤富太郎（1980）『教科書の歴史：教科書と日本人の形成』創文社。

小出浩平（1952）「現場は何を期待してきたか 検定教科書について」『教育音楽』第7巻11号、音楽之友社、23-24頁。

越山沙千子（2023）『高等女学校の音楽科教育 一教科書、授業実践を中心とした発展の過程一』東京藝術大学大学院音楽研究科学位論文。

近森一重（1949）「検定音楽科教科書研究 新教育と音楽教科書」『教育音楽』第4巻6号、音楽之友社、19-22頁。

近森一重（1952）「文部省は何を主張してきたか 中等教育課として」『教育音楽』第7巻10号、音楽之友社、19-22頁。

中等学校教科書株式会社（1944a）『音楽1（中等学校男子用）』中等学校教科書株式会社。

中等学校教科書株式会社（1944b）『音楽2（中等学校男子用）』中等学校教科書株式会社。

中等学校教科書株式会社（1944c）『音楽1（中等学校女子用）』中等学校教科書株式会社。

中等学校教科書株式会社（1944d）『音楽2（中等学校女子用）』中等学校教科書株式会社。

中等学校教科書株式会社（1944e）『儀式行事用唱歌（中等学校用）』中等学校教科書株式

会社。

内閣官報局（1943）「中等学校令」『官報』第 4805 号、昭和 18 年 1 月 21 日、326 頁。

内閣官報局（1943）「中学校規程」『官報』第 4838 号、昭和 18 年 3 月 2 日、51 頁。

内閣官報局（1943）「高等女学校規程」『官報』第 4838 号、昭和 18 年 3 月 2 日、55 頁。

内閣官報局（1943）「中学校教科用図書翻刻発行規程」『官報』第 4947 号、昭和 18 年 7 月 10 日、306 頁。

内閣官報局（1947）「学校教育法」『官報』第 6061 号、昭和 22 年 3 月 31 日、211-215 頁。

内閣官報局（1947）「教育基本法」『官報』第 6061 号、昭和 22 年 3 月 31 日、210-211 頁。

内閣官報局（1949）「教科用図書検定基準」『官報』号外、昭和 24 年 2 月 9 日、1-23 頁。

中村紀久二監修（1984）「暫定教科書目録」『文部省著作戦後教科書解説』大空社、321 頁。

丸山妙子（2008）「中学校音楽教科書に見る編纂趣意 一昭和 22 年～昭和 36 年まで一」『東海大学課程資格教育センター論集』第 6 巻、東海大学課程資格センター、67-86 頁。

松村直之（2011）『童謡・唱歌でたどる音楽教科書のあゆみ：明治・大正・昭和初中期』和泉書院

文部省（1946a）『音楽 1 中等学校用（男女共用）』中等学校教科書株式会社。

文部省（1946b）『音楽 2 中等学校用（男女共用）』中等学校教科書株式会社。

文部省（1946c）『音楽 3 中等学校用（男女共用）』中等学校教科書株式会社。

文部省（1946d）『音楽 4 中等学校用（男女共用）』中等学校教科書株式会社。

文部省（1947a）『昭和二十二年度 学習指導要領音楽編（試案）』東京書籍。

文部省（1947b）『中等音楽 1』中等学校教科書株式会社。

文部省（1947c）『中等音楽 2』中等学校教科書株式会社。

文部省（1947d）『中等音楽 3』中等学校教科書株式会社。

文部省（1997）『復刻版 文部行政資料（終戦教育事務処理提要）』国書刊行会。

渡邊拓（2025）「戦後占領下における中等音楽科教育の形成過程に関する考察 一民間情報教育局が残す編纂者の証跡をたよりに一」『教育思想』第 52 号、東北教育哲学教育史学会、100-120 頁。